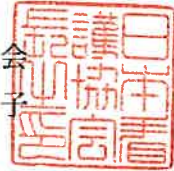


日看協発第 406 号
令和 3 年 1 月 8 日

各都道府県看護協会長 様

公益社団法人 日本看護協会
会長 福井 トシ子



「令和 2 年度新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関
緊急支援事業の実施について」の改正について

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より本会事業の推進に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。令和 2 年 12 月 25 日付で厚生労働省健康局結核感染症課より各都道府県衛生主幹部（局）宛てに送付されました「令和 2 年度新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業の実施について」（令和 3 年 1 月 6 日付日看協発第 405 号にて連絡済）が、改正され、令和 3 年 1 月 7 日付で改めて事務連絡が送付されましたので、ご連絡申し上げます。

本事業では、緊急事態宣言が発出された都道府県の重症者病床 1 床当たり最大で 1950 万円が補助されるなど新型コロナウイルスに対応している医療機関への支援が強化されています。しかも、補助された金額の 2/3 以上は医療従事者の人件費に充てることとされており、本事業は看護職の処遇改善に影響します。

本事業の補助の申請は、医療機関から直接、厚生労働省に行うこととされておりますが、令和 2 年 12 月 25 日から令和 3 年 2 月 28 日までに申請を行う必要がございます。万が一にも対象となっている医療機関において申請が行われないということのないよう、別添の資料をご確認の上、都道府県内の該当する医療機関に周知していただくようお願い申し上げます。

主な変更点は以下の通りです。（別紙 1、別添 5、7 参照）

1. 病床逼迫についての都道府県から厚生労働省へ申出

本事業は、都道府県が厚生労働省に申出を行う必要がありましたが、令和 2 年 12 月 25 日から令和 3 年 2 月 15 日までの間に新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言により緊急事態措置を実施すべき区域とされた都道府県については、厚生労働省への申出は不要となりました。緊急事態宣言の対象外の都道府県については、「病床確保計画の最終フェーズとなった都道府県又は病床が逼迫し受入体制を強化する必要があると判断した都道府県」が厚生労働省に申し出て認められる必要がありますが、1 月 7 日公表分で既に 30 都道府県が対象とされています。（別添 8 参照。対象になって

いない県については令和3年2月15日までに国への申出を行うよう県に働きかけることが必要です。)

2. 補助の対象経費及び補助基準額<緊急的に新た受入病床を確保する観点からの加算措置>

令和2年12月25日以降新たに割り当てられた受入れ病床(新型コロナ患者の重症者病床及びその他の病床)について、緊急事態宣言が発令された都道府県では1床あたり4,500千円、緊急事態宣言が発令されていない都道府県では1床あたり3,000千円の加算措置が講じられます。

補助基準額の変更の結果、申請時の病床使用率等の要件を満たす必要がありますが、補助基準額は次のとおりになります。

① 新型コロナウイルス感染症患者の重症者病床1床あたり15,000千円

<緊急的に新た受入病床を確保する観点からの加算措置>

- ・ 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言により措置を実施すべき区域とされた都道府県において、令和2年12月25日から令和3年2月28日までの間に新たに割り当てられた受入病床については、1床あたり4,500千円を加算
- ・ 上記に該当しない都道府県において、令和2年12月25日から3年2月28日までの間に新たに割り当てられた受入病床については、1床あたり3,000千円を加算

② 新型コロナウイルス感染症患者のその他病床1床あたり4,500千円

<緊急的に新た受入病床を確保する観点からの加算措置>

- ・ 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言により措置を実施すべき区域とされた都道府県において、令和2年12月25日から令和3年2月28日までの間に新たに割り当てられた受入病床については、1床あたり4,500千円を加算
- ・ 上記に該当しない都道府県において、令和2年12月25日から3年2月28日までの間に新たに割り当てられた受入病床については、1床あたり3,000千円を加算

③ 協力医療機関の新型コロナウイルス感染症疑い患者病床1床あたり4,500千円

【添付資料】

別紙1 事務連絡「令和2年度新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業実施について」の改正について

別添1 : 病床逼迫についての申出書

- 別添 2-1：新型コロナ患者の受入病床の確保状況（令和 2 年 12 月 24 日時点）
- 別添 2-2：新型コロナ患者の新規の受入病床の確保状況
（令和 2 年 12 月 25 日から令和 3 年 2 月 28 日までに新たに割り当てられた受入病床）
- 別添 3-1：協力医療機関の新型コロナ疑い患者の受入病床の確保状況
（令和 2 年 12 月 24 日時点）
- 別添 3-2：協力医療機関の新型コロナ疑い患者の新規の受入病床の確保状況
（令和 2 年 12 月 25 日から令和 3 年 2 月 28 日までに新たに割り当てられた受入病床）
- 別添 4：「令和 2 年度新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金」のご案内
- 別添 5：更なる病床確保のための新型コロナ患者の入院受入医療機関への緊急支援（+加算措置の追加）
- 別添 6：令和 2 年度新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金に関する Q&A
- 別添 7：令和 2 年度新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金の交付について
- 別添 8：新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関の病床逼迫等について都道府県からの申出一覧（令和 3 年 1 月 7 日公表）

※なお、資料の詳細につきましては、下記の厚生労働省ホームページをご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou18/index_00015.html

【お問い合わせ】

健康政策部保健師課（担当：一色、折見、沼田）
〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 5-8-2
TEL：03-5778-8844／FAX：03-5778-8478
E-mail：hokenshi@nurse.or.jp